平成２３年（フ）第７４７３号
東京都調布市小島町３丁目92―５―201
債務者　椿　　文一
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５２３号
東京都新宿区百人町１丁目16―19―401
債務者　高山　　崇
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５３８号
東京都足立区大谷田４丁目20―６―202
債務者　石見　信一
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５８９号
東京都町田市山崎町457　都営山崎町第２アパート２―206
債務者　阿部　豊子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６３４号
神奈川県横浜市神奈川区大口通87―３―302
債務者　佐藤　　肇
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６３５号
神奈川県横浜市神奈川区大口通87―３―302
債務者　佐藤佳世子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６５０号
千葉県佐倉市上座558―33―３
債務者　太田聡恵こと　太田　総恵
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６５１号
東京都江戸川区北小岩６丁目45―13
債務者　中村　真喜
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６５２号
東京都新宿区百人町２丁目23―17―102
債務者　仁戸田啓介
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６９４号
東京都荒川区南千住３丁目31―４
債務者　塩田　　登
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５号
栃木県大田原市宇田川497番地２、前住所栃木県大田原市実取806番地38
債務者　伊藤　一夫（旧姓柳田）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第６４０号
東京都小平市学園東町57番地の２都営学園東町第２アパート２―102
債務者　水木　ミツ
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
東京地方裁判所所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８号
熊本県球磨郡水上村大字岩野2646番地１
債務者　恒松美智子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１３１号
釧路市白樺台３丁目１番314号　ＷＢ12―314
債務者　丹後　美幸（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１３５号
北海道釧路郡釧路町柏東５丁目81番地１
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所